平成 27 年 12 月議会 第 4 委員会説明資料

議案第303号

訴えの提起について

議案第304号

反訴の提起について

消防局

議案第303号 訴えの提起について

1 本議案の趣旨

本件は、交通事故により本市に損害を与えた者に対し、その損害の賠償を求めるため訴えの提起をする必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 訴えの相手方

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
\bigcirc			

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる おそれのある情報については、掲載しておりません。

3 請求の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、金9,087,000円(車両時価額8,287,000円,弁護士費用800,000円)及びこれに対する平成26年7月30日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。 との判決及び仮執行宣言を求める。

4 事件の概要

- (1) 平成 26 年 7 月 30 日午後 3 時 39 分頃,福岡市東区千早五丁目 8 番 1 号付近の道路上において、消防局東消防署警備課所属の職員が運転する消防自動車に〇〇〇〇所有の貨物自動車が追突し、消防自動車及び貨物自動車等が破損する事故が発生した。
- (2) 本件事故につき, ○○○○は, 平成27年9月17日, 本市ほか1名及び相手方を被告として,福岡地方裁判所に対し,貨物自動車の修理費用等として合計4,383,932円の損害賠償を求める訴えを提起した。
- (3) しかしながら、本件事故は、消防自動車が緩やかに右側にカーブした片側3車線の道路の第2車線を走行中、消防自動車の左前方の第1車線を走行していた相手方の普通乗用自動車が方向指示器による合図もせず突然第2車線に進入してきたため、普通乗用自動車との衝突を回避しようと急ブレーキをかけ、右側にハンドルを転把して停車したところ、右後方から第3車線を走行してきた貨物自動車が、消防自動車との衝突回避のための措置をとることなく漫然と走行し、第2車線にはみ出した貨物自動車の左前部を、第2車線内にあった消防自動車の右後部に追突させたことにより発生したものであり、普通乗用自動車及び貨物自動車の走行態様に起因するものである。

以上のことから、請求の要旨のとおりの判決を求めて、訴えを提起するもの。

5 損害の程度

(1) 本市側

物的損傷(車両後部積載庫及びキャブの破損)

人的損傷(運転者:全治28日間の頚椎捻挫及び両側頚肩腕症候群)

(助手席:加療3週間の頚椎捻挫)

(2) 相手方

物的及び人的損傷なし

議案第304号 反訴の提起について

1 本議案の趣旨

本件は、消防局所管の車両に係る交通事故に関し、本市ほか2名を被告として福岡地方裁判所に提起された損害賠償請求事件について、反訴の提起をする必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 反訴の相手方

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	おそれのある情報については、掲載しておりません。

3 請求の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、金9,087,000円(車両時価額8,287,000円,弁護士費用800,000円)及びこれに対する平成26年7月30日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。 との判決及び仮執行宣言を求める。

4 事件の概要

- (1) 平成26年7月30日午後3時39分頃,福岡市東区千早五丁目8番1号付近の道路上において,消防局東消防署警備課所属の職員が運転する消防自動車に相手方所有の貨物自動車が追突し,消防自動車及び貨物自動車等が破損する事故が発生した。
- (2) 本件事故につき,相手方は,平成27年9月17日,本市ほか2名を被告として,福岡地方裁判所に対し,貨物自動車の修理費用等として合計4,383,932円の損害賠償を求める訴えを提起した。
- (3) しかしながら、本件事故は、消防自動車が緩やかに右側にカーブした片側3車線の道路の第2車線を走行中、消防自動車の左前方の第1車線を走行していた普通乗用自動車が方向指示器による合図もせず突然第2車線に進入してきたため、普通乗用自動車との衝突を回避しようと急ブレーキをかけ、右側にハンドルを転把して停車したところ、右後方から第3車線を走行してきた貨物自動車が、消防自動車との衝突回避のための措置をとることなく漫然と走行し、第2車線にはみ出した貨物自動車の左前部を、第2車線内にあった消防自動車の右後部に追突させたことにより発生したものであり、貨物自動車及び普通乗用自動車の走行態様に起因するものである。

以上のことから、請求の要旨のとおりの判決を求めて、反訴を提起するもの。

5 損害の程度

(1) 本市側

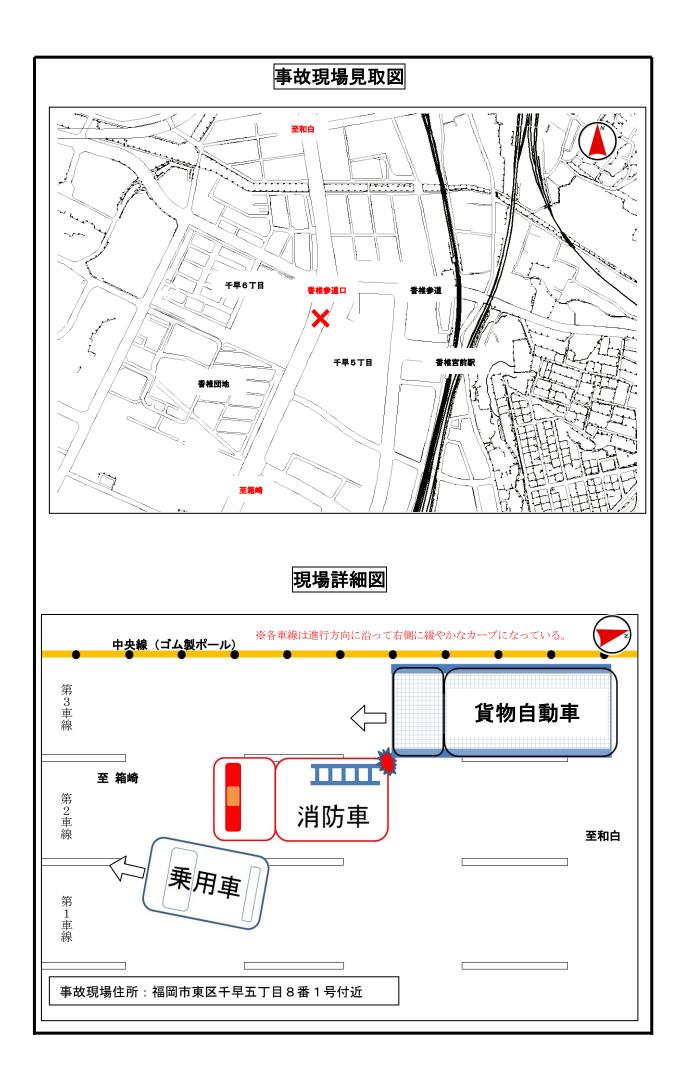
物的損傷(車両後部積載庫及びキャブの破損)

人的損傷(運転者:全治28日間の頚椎捻挫及び両側頚肩腕症候群)

(助手席:加療3週間の頚椎捻挫)

(2) 相手方

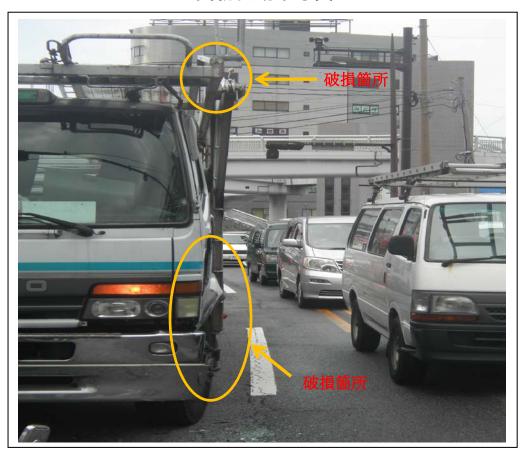
物的損傷(車両左前面部及び運搬中の車両の破損),人的損傷なし



消防自動車写真



貨物自動車写真



第1車線走行の普通乗用車が第2車線に進入し、消防車が急ブレーキをかけた瞬間のドライブレコーダー録画映像 ... K 33 39 20.32 N